

# 市からの連絡帳

❖一定のバリアフリー改修工事とは  
廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化  
資産税課 ④(☎042-460-9830)

## 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)

減額を受けられる要件

平成20年4月1日～平成25年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行うこと  
改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること  
熱損失防止改修工事に要した費用が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

減額のための必要書類

住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書  
熱損失防止改修工事証明書  
熱損失防止改修工事に要した費用の領収書  
納税義務者の方の住民票の写し

❖一定の熱損失防止改修工事とは  
窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする)

資産税課 ④(☎042-460-9830)

すでに身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方は、必要ありません。  
介護保険の認定者の方は、介護認定調査票に基づき認定します。

介護保険の認定者以外の方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(市指定の様式)が必要となります。

障害者控除対象者  
身体障害者3級～6級までに準ずる方、知的障害軽度・中度に準ずる方  
特別障害者控除対象者  
身体障害者1級・2級に準ずる方、知的障害重度に準ずる方、ねたきり高齢者(約6か月以上常に就床し、食事・排便などの日常生活に支障のある状態の方)

申請受付  
平成24年1月4日(水)から高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階、田無庁舎1階)へ。

認定書発行までに2週間程かかります。申告書提出期限を考慮して早めに申請してください。

高齢者支援課 ⑩(☎042-438-4028)

## 介護保険事業者ガイドブックの発行

市民の方に介護保険サービスを円滑に利用していただくために、「介護保険事業者ガイドブック」の改訂版を発行しました。

介護保険事業者ガイドブックでは、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者について掲載しています。

配布 高齢者支援課 田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階、各出張所、各地域包括支援センター  
高齢者支援課 ⑩(☎042-438-4032)

所長 飯田 晃弘 様  
(車いす2台)  
管財課 ④(☎042-460-9812)

## 事業者

### 市民マップに掲載する広告募集

平成24年4月発行の市民マップに広告掲載を希望する事業主を募集します。

募集枠 5枠  
掲載料 1万5,000円  
印刷枚数 1万4,000枚(予定)  
配布先 転入者、希望者  
募集期間 12月15日(木)～21日(水)  
詳細は、市⑩をご覧ください。  
秘書広報課 ⑩(☎042-460-9804)

## 市議会から

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ったり、時候の挨拶状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことは禁止されています。

実費が伴う行事や会費が必要な催しをご案内いただく際には、会費を明示してください。

議会事務局 ⑩(☎042-460-9860)

## 傍聴 教育委員会

時12月27日(火)午後2時から  
場防災センター6階  
内行政報告<sup>※</sup>  
定10人  
教育企画課 ⑩(☎042-438-4070)

## 傍聴 審議会など

社会教育委員の会議  
時12月16日(金)午後2時から  
場防災センター6階  
内放課後子供教室のおり方について  
定5人  
社会教育課 ⑩(☎042-438-4079)  
西東京市小中学校通学区域見直し等に関する地域協議会  
時12月20日(火)午前10時から  
場碧山小学校3階  
内通学区域のシミュレーションなどの検討について  
定10人  
教育企画課 ⑩(☎042-438-4070)  
使用料等審議会  
時12月26日(月)午後2時から  
場田無庁舎3階  
内平成23年度審議案件について  
定5人  
企画政策課 ⑩(☎042-460-9800)

## ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等医療助成の現況届を提出され、制度に該当した方へ、今月末に新医療証(平成24年1月1日から有効)を郵送します。

現況届未提出の方は、至急ご提出ください。

❖この制度は18歳に達した日に属する年度末日(障害がある場合は20歳未満)までの児童のいるひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成する制度です。

### 【新規申請】

助成対象 下記のいずれかに該当する児童を扶養(監護かつ生計維持)する父・母・養育者  
父母が離婚した児童 婚姻によらず出生し父の扶養を受けない児童  
父または母に一年以上遺棄されている児童 父または母が、死亡・重度障害・一年以上の拘禁・生死不明である児童

平成23年度所得制限額表(平成22年中の所得)

...所得限度額			...下表で該当があれば所得限度額より控除できます。		
扶養人数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児の養育者	種別	本人	受給者(養育者)配偶者・扶養義務者
0人	192万	236万	社会保険料相当額(一律)	8万	8万
1人	230万	274万	障害、勤労学生控除	27万	27万
2人	268万	312万	特別障害者控除	40万	40万
3人	306万	350万	寡婦(寡夫)控除	0	27万
4人	344万	388万	寡婦特別加算控除	0	8万
...所得限度額に加算できます。			雑損、医療費、配偶者特別、小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
以降1人増すごと	38万	38万			
老人扶養親族一人につき	10万	(2人目から)6万			
特定扶養親族一人につき	15万	0			

所得とは、給与所得者の方は給与所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を差引いた額をいいます。所得に養育費の8割を加算します。

## 福祉

### 確定申告に伴う高齢者の障害者控除の取り扱い

市内在住の65歳以上の方で、次の状態に該当する方に対し、申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。

この認定書を基に確定申告すると、障害者控除の対象として認定されます。

## その他

### 寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

\*西東京市茶道華道文化協会  
会長 安部 宗葉 様  
(花みづき2本、石碑1基)

\*フランスベッド株式会社  
メディカル田無営業所

## 市庁舎駐車場の利用料金

市庁舎(田無庁舎・保谷庁舎)駐車場は、平成24年2月1日(水)から有料時間貸駐車場として運営開始となります。このたび、利用料金などが決定しましたのでお知らせします。駐車場整備工事および具体的な利用方法については駐車場内に掲示するほか、市⑩などで後日お知らせします。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

管財課 ④(☎042-460-9812)・ ⑩(☎042-438-4001)

利用料金表(運営事業者:タイムズ24株式会社)

	田無庁舎駐車場	保谷庁舎西側駐車場(保谷こもれびホール隣)	保谷庁舎北側駐車場(スポーツセンター対面)
営業時間	年中無休 24時間		
利用料金	午前8時～午後10時 30分:200円 午後10時～午前8時 60分:100円 庁舎・周辺公共施設利用者は1時間無料		
	24時間最大 1,200円	24時間最大 1,000円	